

地域別最低賃金額改定の目安の推移

(単位：円)

	① 日額による目安									② 時間額による目安		
	平成 6年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
引上げ率(%)	2.4	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	—	0.0	—	
Aランク	118	116	108	116	97	49	44	38	}	}	}	
Bランク	114	110	103	110	92	47	42	36				
Cランク	108	106	99	106	89	45	40	35				
Dランク	102	100	93	100	84	43	38	33				

(注) 1 各ランクごとの改定の目安は、最低賃金（平成13年度までは日額、平成14年度から時間額）に対する金額である。

2 A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分分けしたもの。

3 平成14・16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

目安小委員会における引上げ率及び賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率の推移

年度		昭和 53 年度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元 年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
目安小委員会に おける引上げ率		(注1)	(注2)	7.0	6.4	5.4	3.2	3.1	3.6	3.0	2.2	3.0	4.05	4.8	4.9	4.2	3.1	2.4	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	(注5)	0.0	(注5)
賃金改定状況調査の 引上げ率	A	6.2	6.4 (8.1)	7.8 (6.8)	6.6 (5.0)	5.1 (3.4)	3.5 (3.3)	3.1 (3.4)	3.2 (3.2)	2.8 (2.5)	2.2 (3.0)	2.9 (4.1)	4.0 (4.9)	4.5 (4.7)	4.6 (3.9)	3.9 (2.9)	2.6 (2.0)	2.0	2.3	2.0	2.0	1.8	0.8	0.8	0.7	0.1	-0.1	-0.1
	B	6.6	6.6 (7.2)	7.5 (5.8)	6.0 (5.2)	5.2 (3.6)	3.7 (3.1)	3.2 (3.6)	3.7 (3.2)	3.1 (3.2)	2.4 (2.1)	3.2 (3.1)	4.1 (4.3)	5.1 (5.2)	4.7 (4.7)	4.1 (4.4)	3.1 (3.2)	2.1 (2.3)	2.2	2.2	2.1	1.8	1.0	0.8	0.6	0.1	-0.2	0.0
	C	7.2	6.5 (7.0)	7.2 (5.9)	5.9 (5.0)	5.0 (3.1)	3.3 (3.0)	2.8 (3.0)	3.6 (3.7)	3.0 (3.0)	2.2 (2.1)	2.7 (2.9)	3.8 (3.9)	4.7 (4.8)	4.5 (4.8)	4.1 (4.4)	3.1 (3.0)	2.3 (2.4)	2.2	2.1	2.3	1.9	0.9	0.9	0.7	0.0	-0.2	-0.2
	D	7.7	6.7 (6.8)	6.6 (5.5)	5.3 (4.1)	4.3 (2.8)	2.9 (2.7)	2.7 (3.2)	3.1 (3.2)	2.7 (2.6)	1.8 (1.7)	2.5 (2.8)	3.6 (3.6)	4.3 (4.3)	4.7 (5.1)	3.9 (4.1)	3.1 (3.3)	2.4 (2.4)	2.5	2.2	2.2	1.9	0.8	0.8	0.7	0.2	-0.2	-0.2
	計	7.0	6.4 (6.2)	7.1 (7.1)	5.7 (5.8)	4.8 (4.7)	3.4 (3.2)	3.0 (3.1)	3.4 (3.5)	2.9 (3.0)	2.2 (2.2)	2.9 (3.0)	3.9 (4.0)	4.7 (4.8)	4.6 (4.8)	4.0 (4.2)	2.9 (3.1)	2.2 (2.3)	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.7	0.1	-0.1	-0.1

(注1) 昭和53年度の引上げ率はAランク及びBランク6.3%、Cランク6.5%、Dランク6.6%である。

(注2) 昭和54年度の引上げ率はAランク及びBランク6.1%、Cランク6.3%、Dランク6.4%である。

(注3) 下段の()は男女構成の変化による影響を除去した数値である。

(注4) 平成13年度以前は日額、平成14年度以降は時間額によるものである。

(注5) 平成14年度及び平成16年度は「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

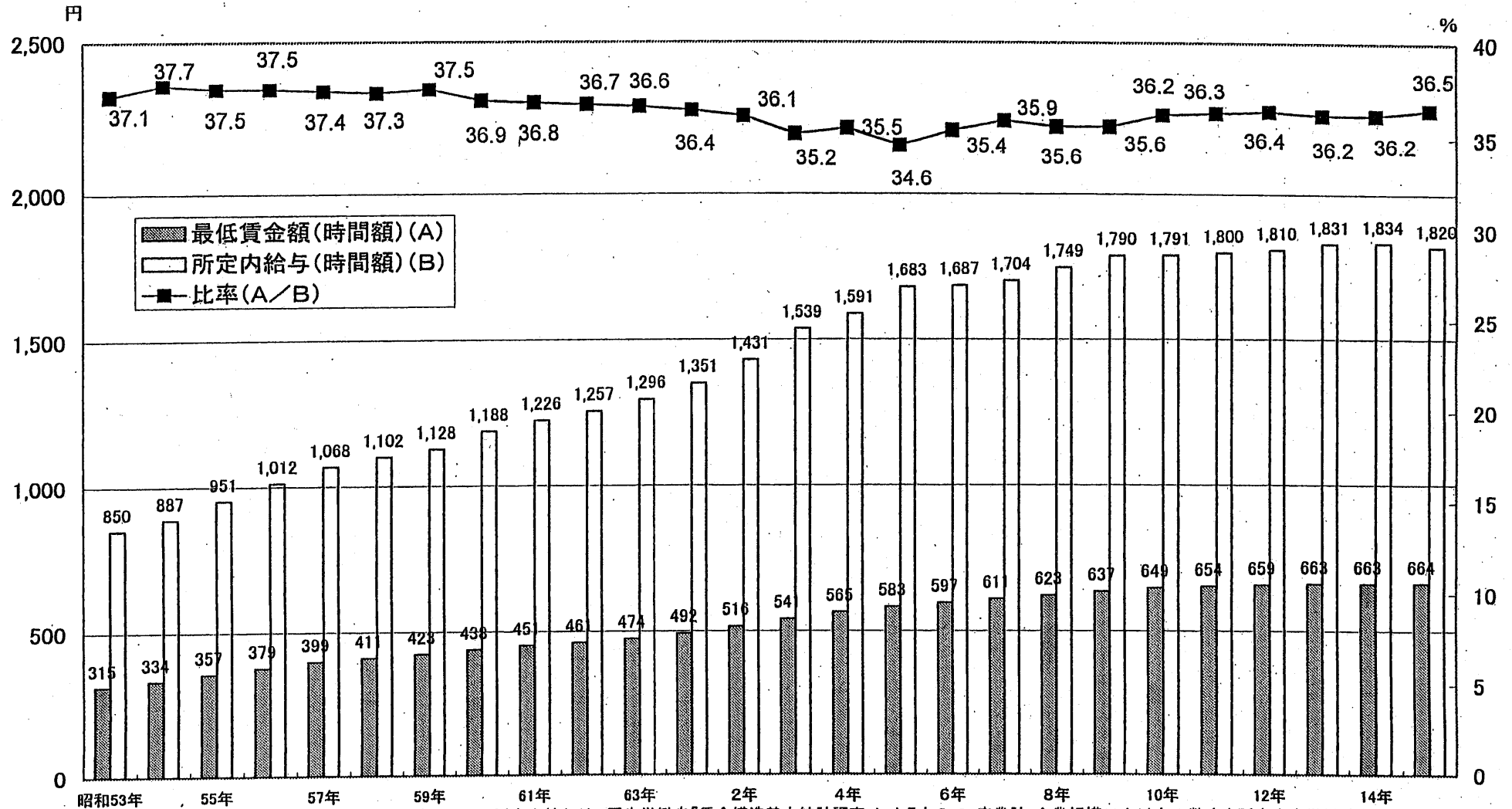
平成16年度地域別最低賃金改定状況

(平成16年8月24日現在)

都道府県名	最低賃金時間額 (単位:円)	発効年月日
北海道	638	平成16年10月1日
青 森	606	平成16年10月1日
岩 手	606	平成16年10月1日
宮 城	619	平成16年10月1日
秋 田	606	平成16年9月30日
山 形	607	平成16年10月1日
福 島	611	平成16年10月1日
茨 城	648	平成16年10月17日
栃 木	649	平成16年10月1日
群 馬	645	平成16年10月1日
埼 玉	679	平成16年10月1日
千 葉	678	平成16年10月1日
東 京	710	平成16年10月1日
神奈川	708	平成16年10月1日
新 潟	642	平成16年9月30日
富 山	644	平成14年10月1日
石 川	646	平成16年10月1日
福 井	643	平成16年10月1日
山 梨	648	平成16年10月1日
長 野	647	平成16年10月1日
岐 阜	669	平成16年10月1日
静 岡	673	平成16年10月1日
愛 知	683	平成16年10月1日
三 重	668	平成16年10月1日
滋 賀	652	平成16年10月1日
京 都	678	平成16年10月1日
大 阪	704	平成16年9月30日
兵 庫	676	平成16年9月30日
奈 良	648	平成16年10月1日
和歌山	645	平成14年10月1日
鳥 取	611	平成16年10月1日
島 根	610	平成16年10月1日
岡 山	641	平成16年10月1日
広 島	645	平成16年10月1日
山 口	638	平成16年10月1日
徳 島	612	平成16年10月1日
香 川	620	平成16年10月1日
愛 媛	612	平成16年10月1日
高 知	611	平成14年10月1日
福 岡	645	平成16年10月1日
佐 賀	606	平成16年10月1日
長 崎	606	平成16年10月1日
熊 本	607	平成16年10月1日
大 分	607	平成16年10月1日
宮 崎	606	平成16年10月1日
鹿児島	606	平成16年10月1日
沖 縄	606	平成16年10月1日
全国加重平均額	665	—

地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移

(パートを含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。